

○松本市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱

平成24年10月1日

告示第496号

改正 平成29年2月6日告示第13号

平成29年9月4日告示第244号

平成30年11月2日告示第302号

令和2年3月5日告示第38号

令和3年3月8日告示第43号

(目的)

第1条 この要綱は、認可保育所の補完をしている認可外保育施設に、現に入所している要保育児童の処遇向上を図るため、認可外保育施設の運営等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項に規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする別表第1に掲げる施設であって、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。
- (2) 要保育児童 法第24条第1項の規定により、市長が保育の実施基準に該当するものと認める児童で、市内に住所を有する者をいう。
- (3) 乳児 要保育児童のうち、1歳に達していない児童及び1歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童（認可外保育施設に入所した日において1歳に達している児童を除く。）をいう。
- (4) 1～2歳児 要保育児童のうち、1歳に達した日以後最初の3月31日までの

間にある児童（認可外保育施設に入所した日において1歳に達している児童に限る。）及び1歳に達した日後最初の4月1日から3歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童（認可外保育施設に入所した日において3歳に達している児童を除く。）をいう。

(5) 保育従事者 保育士及び調理員に相当する職務を行う者であつて、要保育児童の保育に従事している職員をいう。

(6) 延長保育 認可外保育施設において、午前8時頃から概ね午後6時を超えて行う保育をいう。

(7) 夜間保育 認可外保育施設において、午後6時頃から概ね午後10時を超えて行う保育をいう。

(8) 休日保育 認可外保育施設において、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に行う保育をいう。

(9) 保育料 保育、給食等に必要な費用で、毎月保護者から徴収するものをいう。

(10) 一般生活費 入所児童の給食に要する材料費（主食及び副食給食費をいう。）及び保育に直接必要な保育材料費、炊具食器費、光熱水費等をいう。

(交付の条件)

第3条 補助金交付の対象となる認可外保育施設は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 松本市認可外保育施設指導監督実施要綱（令和3年3月24日告示第91号）に定める認可外保育施設指導監督基準に適合していること。

(2) 法第59条の2第1項の規定による届出を義務付けられている施設については、その旨を証明する証明書が交付されていること。

(3) 事業所に設置されており、専らその従業員の乳幼児の保育を目的とする施設ではないこと。ただし、病院内保育所については、この限りでない。

(4) 地域型保育事業として、市の認可（法第34条の15第2項に定める認可）を受けていないこと。

(5) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた保育機能施設）でないこと。

(6) 企業主導型保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けているもの）でないこと。

(7) 補助金の交付申請時において、定員が6人以上であること。

- (8) 松本市に所在地を有する施設であること。
- (9) 市税を滞納していないこと。
- (10) その他市長が特に必要と認める施設であること。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象となる事業等の種類、対象経費・補助基本額及び補助率は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、冷暖房費、延長保育事業、夜間保育事業、休日保育事業及び職員健康診断事業については、寄附金等の保育料以外の名目で保護者に負担させた額がある場合は、その額を除いた額を対象経費とする。

3 第1項の規定にかかわらず、他の補助金等の対象経費と重複する経費については、当該重複する経費の額を除いた額を対象経費とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保育内訳書(様式第1号)
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 規則第6条に規定する交付決定書は、松本市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付決定書(様式第2号)によるものとする。

(変更申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた事業の内容に変更が生じたときは、遅滞なく松本市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金変更承認申請書(様式第3号)に、第5条各号に規定する書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更後の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、内容を審査し、適当と認められた場合は、松本市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 規則第12条に規定する補助金等実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなけ

ればならない。

- (1) 保育内訳書（様式第1号）
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までとする。ただし、事業を廃止し、又は中断した場合は、事業の廃止又は中断の日から起算して、10日を経過した日までとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則（平成29年2月6日告示第13号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年2月6日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の松本市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成28年4月1日（以下「基準日」という。）以後に申請したものから適用する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の松本市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定による様式は、当分の間この告示による新要綱の規定による様式とみなす。

3 基準日から施行日の前日までの間に旧要綱の規定に基づく補助金の交付を受けた者は、新要綱の規定に基づき算定される補助金との差額の交付を受けることができる。

附 則（平成29年9月4日告示第244号）

この告示は、平成29年9月4日から施行し、この告示による改正後の松本市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年11月2日告示第302号）

この告示は、平成30年11月2日から施行し、この告示による改正後の松本市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用す

る。

附 則（令和2年3月5日告示第38号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年3月5日から施行し、この告示による改正後の松本市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の松本市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定による様式は、当分の間この告示による新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和3年3月8日告示第43号）

この告示は、令和3年3月8日から施行し、この告示による改正後の松本市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。ただし、第3条第1号の改正規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

認可外保育所	認可を受けている地域型保育事業若しくは保育所又は幼保連携型認定こども園以外の施設であつて、保護者の委託を受けて乳幼児の保育を実施しているもの
共同保育所	保護者自身が共同で保育している施設
病院内保育所	医療機関における医療従事者等の確保を図るために設けられている施設

別表第2（第4条関係）

（1） 認可外保育所及び共同保育所

事業等の種類	対象経費・補助基本額	補助率
乳児保育事業	乳児保育に係る経費 月の初日において入所している乳児1人につき月額 一般生活費分 10,478円 保育士人件費分 37,688円	10分の10以内
1～2歳児保育事業	1～2歳児保育に係る経費 月の初日において入所している1～2歳児1人につき月額	

	<p>一般生活費分 10,478円</p> <p>保育士人件費分 18,844円</p>
冷暖房費	<p>冷暖房に要する経費</p> <p>7月から9月まで及び11月から3月までの各月の初日において入所している乳児及び1～2歳児1人につき月額 1,150円</p>
延長保育事業	<p>延長保育に係る経費</p> <p>月の初日に在籍し、月間を通じて延長保育を利用している児童1人につき月額 2,584円</p>
夜間保育事業	<p>夜間保育に係る経費</p> <p>月の初日において夜間保育を利用している児童1人につき月額 13,880円</p>
休日保育事業	<p>休日保育に係る経費</p> <p>休日保育利用児童1人につき日額 3,000円</p>
職員健康診断事業	<p>保育士及び調理員の健康診断に係る経費</p> <p>保育士と調理員1人につき年額 4,158円</p>

(2) 病院内保育所

事業等の種類	対象経費・補助基本額	補助率
3歳未満児保育事業	<p>3歳未満児保育に係る経費</p> <p>月の初日において入所している3歳未満児1人につき月額 一般生活費分 10,478円</p>	2分の1 以内
冷暖房費	<p>冷暖房に要する経費</p> <p>7月から9月まで及び11月から3月までの各月の初日において入所している乳児及び1～2歳児1人につき月額 1,150円</p>	
延長保育事業	<p>延長保育に係る経費</p> <p>月の初日に在籍し、月間を通じて延長保育を利用している児童1人につき月額 2,584円</p>	